

令和7年3月12日

令和7年3月公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置等について

田辺市役所 契約課

和歌山県からの「公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置」の通知に基づき、下記のとおり運用することとしますので、お知らせします。

記

1 措置の内容

令和7年3月公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）の上昇に伴い、対象工事の受注者は、建設工事請負契約書第61条又は債務負担契約においては64条の規定に基づく、請負代金額の変更の協議を請求することができる。

2 対象工事

令和7年3月1日以降に当初契約を締結する工事のうち、予定価格の積算に当たり、旧労務単価を適用したもの。

3 具体的な取扱い

変更後の請負代金額については、次の方式により算出する。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「P新」及び「k」は、それぞれ下記を表するものとする。

P新：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k：当初契約の落札率